

ガイドライン改訂検討に係る論点整理(案)追加分

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント	
追加 1：追加設備投資を伴わない権益取得 「追加設備投資を伴わない権益取得案件が、影響を及ぼしやすいセクターに分類される場合には、カテゴリ A とする」(メコンウォッチ)	操業前(建設段階)と操業後(操業段階)とでは環境社会配慮確認は異なるものとなりますか？	< JBIC / NEXI > < 参加者 >	
	異なる場合、具体的にはどのような点が異なりますか？(JBIC / NEXI)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >	
	操業段階のプラント等について、追加設備投資を伴わない権益取得がなされた場合に、新たに生じうる著しい負の環境影響(カテゴリ A 相当の環境影響)はありますか？ある場合、具体的にはどのような影響が想定されますか？(JBIC / NEXI)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >	
	影響を及ぼしやすいセクター、影響を及ぼしやすい特性、影響を受けやすい地域の 3 点は、環境社会配慮における性質の違いはありますか？ある場合、具体的に何が相違点ですか？(JBIC / NEXI)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >	
	追加 2：実施状況確認における透明性の確保 「ガイドラインの実施状況について、1 年毎に確認し、確認結果に基づきステークホルダーとの意見交換会を開催する。また、ガイドラインの改訂及びこれに先立つ包括的検討についても、透明性の確保とステークホルダーへの意見を聞きつつ実施する」(国際環境 NGO FoE Japan)	改訂に関わるプロセスに透明性、ステークホルダーの参加を確保することは重要ですか？(NGO)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >
	以下の各々におけるステークホルダーに該当する者は誰ですか？ (1) JBIC / NEXI の環境社会配慮確認業務の対象である個々のプロジェクト (2) JBIC / NEXI の環境社会配慮確認業務 (3) ガイドライン改訂 (JBIC / NEXI)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >	
JBIC / NEXI の環境社会配慮確認業務の対象である個々のプロジェクト、JBIC / NEXI の環境社会配慮確認業務の透明性は何によって確保されていますか？(JBIC / NEXI)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >		
ガイドライン見直しにおける透明性は、何によって確保されていますか？また、様々なステークホルダーの皆様からのご意見を伺うプロセスは何のための手段ですか？(JBIC / NEXI)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >		
追加 3：地域社会・労働者の安全・保安 「プロジェクト実施主体による保安要員の利用、あるいは要請・黙認による当該国の軍・警察による、地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないようにする」(ヒューマンライツ・ナウ)	参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI ガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由は何ですか？(NGO)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >	
	他機関の対応状況はどのようなものですか？(NGO)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >	

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>現行ガイドライン運用状況における地域住民・労働者に対する安全に対する脅威への確認状況はどのようなものですか？（JBIC / NEXI）</p>	<p>< JBIC / NEXI > < 参加者 ></p>
	<p>軍・警察等の当該国機関また個々の職員等の人権侵害等の前歴の確認あるいは国際的人権基準の遵守要請について、借入人や輸出者等を通じて行う JBIC / NEXI の調査・働きかけの実効性はどのようなものですか？（JBIC / NEXI）</p>	<p>< JBIC / NEXI > < 参加者 ></p>
<p>追加 4：紛争地でのプロジェクトの紛争への影響に対する配慮 「紛争地におけるプロジェクトには、原則として、融資 / 保険付保を行わない」（ヒューマンライツ・ナウ）</p>	<p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由は何ですか？（NGO）</p>	<p>< JBIC / NEXI > < 参加者 ></p>
	<p>他機関の対応状況はどのようなものですか？（NGO）</p>	<p>< JBIC / NEXI > < 参加者 ></p>
	<p>紛争地、特に武力紛争が発生した、もしくは発生蓋然性の高い地点をサイトとするプロジェクトへの融資 / 保険付保の是非について、環境社会配慮以外の観点から判断する場合はありますか？ある場合、具体的にはどのような理由ですか？（JBIC / NEXI）</p>	<p>< JBIC / NEXI > < 参加者 ></p>
	<p>「紛争地」の国際的な定義は、客観的な根拠を伴う形で確立していますか？仮に確立していない場合、「紛争地」という概念を、ガイドライン上一律に融資 / 保険付保の謝絶事由として記載することは、適切ですか？（JBIC / NEXI）</p>	<p>< JBIC / NEXI > < 参加者 ></p>
<p>追加 5：汚職の防止 「汚職には、民間企業間での問題も考えられるが、さしあたり、プロジェクト実施主体・借入人等が関与する政府関係者への汚職を防止すべきである。」（ヒューマンライツ・ナウ）</p>	<p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由は何ですか？（NGO）</p>	<p>< JBIC / NEXI > < 参加者 ></p>
	<p>他機関の対応状況はどのようなものですか？（NGO）</p>	<p>< JBIC / NEXI > < 参加者 ></p>
	<p>汚職の防止について、JBIC / NEXI においては、現在どのような対応がなされていますか？（JBIC / NEXI）</p>	<p>< JBIC / NEXI > < 参加者 ></p>

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント	
追加 6：生態系の保全 「重要な自然生息域 (Critical Natural Habitat) におけるプロジェクトへの支援を行わない」(国際環境 NGO FoE Japan)	ガイドラインの目的を鑑みた場合に、当該項目を含めることの必要性及び有効性はどのようなものか？ (NGO)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >	
	JBIC / NEXI 現行ガイドラインでは、重要な自然生息域またその他自然環境に関して、どのように規定していますか？ (JBIC / NEXI)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >	
	我が国政府策定の「第三次生物多様性国家戦略」では、海外プロジェクトにおける環境社会配慮の在り方について、どのように述べていますか？ (JBIC / NEXI)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >	
	追加 7：戦略的環境アセスメント (SEA) の導入 「事業者の環境社会配慮に、できる限り、SEA のアプローチを取り入れる」 「SEA 導入案件については、その結果の是非についても環境審査の対象とする」(WWF)	どのようにして、JBIC / NEXI は個別プロジェクトに対する SEA を実施できますか？ (NGO)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >
		SEA を我が国及び相手国の政府・企業が理解するプロセスが必要ではないですか？ (NGO)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >
		上記 のためのパイロット・プランとして、JBIC / NEXI が、カテゴリ A 案件また案件頻出国での SEA をサポートしていくことは可能ですか？ (NGO)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >
当該プロジェクトが SEA を適用されている場合、当該プロジェクトに SEA の結果が取り入れられているかを確認するプロセスを JBIC / NEXI の環境審査で確立することは可能ですか？ (NGO)		< JBIC / NEXI > < 参加者 >	
追加 8：グッドプラクティスの積極的参照 「現在また将来において策定されるグッドプラクティスを、各時点での環境社会配慮確認において参照基準として適用する」(WWF)		JBIC / NEXI が、世界にあるグッドプラクティスを定期的に収集・アップデートし、産業界に普及させるシステムを構築することは可能ですか？ (NGO)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >
	上記 のシステムにおいて、NGO からの提言(収集するグッドプラクティスへの推薦)を含めることは可能ですか？ (NGO)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >	
追加 9：環境社会配慮の確認手法の明確化	プロジェクト実施対象国の環境社会配慮の在り	< JBIC / NEXI >	

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>「独立した外部エキスパート等を通じ、個別プロジェクトへの融資 / 保険付保に先立ち、当該国の環境社会配慮の基準が十分か否かを確認する」</p> <p>「JBIC / NEXI が、独立した外部エキスパートを通じ、プロジェクト実施中の定期的モニタリングを、行う」</p> <p>「JBIC / NEXI が、プロジェクト実施に先立ち、当該国の環境社会配慮に関するキャパシティ強化を行う」(WWF)</p>	<p>方が十分か否かを確認するプロセスを、JBIC / NEXI は確立していますか？(NGO)</p>	<p><参加者></p>
	<p>当該プロジェクトでの環境社会配慮の在り方が、国際的基準やグッドプラクティス等との比較において大きく乖離する場合に、相手国、借入人 / 輸出者等、及びプロジェクト実施主体との対話の中で、JBIC / NEXI ガイドラインの規定を最低基準として遵守させることは可能ですか？(NGO)</p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p><参加者></p>
	<p>プロジェクト実施内容が JBIC / NEXI ガイドラインの規定を遵守しているか否かをモニタリングするシステムを、JBIC / NEXI は確立していますか？(NGO)</p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p><参加者></p>
	<p>JBIC / NEXI が当該国の環境社会配慮が十分か否かを確認する際に、現地 NGO 及び関連団体等と協力することは可能ですか？(NGO)</p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p><参加者></p>
	<p>当該国の環境社会配慮が不十分と認められる場合に、JBIC / NEXI が当該国のキャパシティ強化を行うことは可能ですか？その際に NGO との協力また JICA 等の ODA 実施機関にキャパシティ強化の必要性をフィードバックすることで、ODA を通じたサポートを行うことは可能ですか？(NGO)</p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p><参加者></p>
	<p>追加 10：融資 / 保険付保の謝絶プロセスの明確化</p> <p>「当該プロジェクトにおける環境社会配慮が適切に実施されない場合の、融資 / 保険付保の謝絶プロセスを明確にする」(WWF)</p>	<p>当該プロジェクトにおける環境社会配慮が適切に実施されない場合に、JBIC / NEXI は、どの時点で、どのような情報に基づいて、謝絶の判断を行いますか？(NGO)</p>
<p>JBIC / NEXI の契約書に、環境基準の遵守及びモニタリングに関する項目を含めることは可能ですか？(NGO)</p>		<p><JBIC / NEXI></p> <p><参加者></p>
<p>追加 11：特定グッドプラクティスのガイドライン等での明示・規定化</p> <p>(1) ミレニアム・エコシステム・アセスメントのフレームワーク</p> <p>(2) メコン河流域における持続可能な水力発電開発ガイドライン(策定中)</p> <p>(3) メコン河流域における洪水地帯での道路建設に関するガイドライン(策定中)</p> <p>(4) 森林認証に関する国際的基準(森林管理協議会基準またはその他同等レベル)</p> <p>(5) 漁業資源認証に関する国際的基準(海洋資源協議会またはその他同等レベル)</p>	<p>左記提言(1)~(7)で示されたグッドプラクティスをガイドラインに明記することは可能ですか？(NGO)</p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p><参加者></p>
	<p>左記提言(2)(3)で示された策定中のグッドプラクティスまた将来策定されるグッドプラクティスの策定プロセス自体への JBIC / NEXI の関与は可能ですか？(NGO)</p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p><参加者></p>
	<p>左記提言(4)(5)(6)(7)のグッドプラクティスまたは同等レベルのグッドプラクティスを、JBIC</p>	<p><JBIC / NEXI></p>

項目・提言骨子・関係条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
(6) レスポンシブル・マイニングのフレームワーク (7) 農畜産業に関する国際的基準 (International Social and Environmental Accreditation または 椰子油、大豆、サトウキビなど個々の作物の基準)(WWF)	/ NEXI の融資 / 保険契約の条文化することは可能ですか？ (NGO)	< 参加者 >
	左記提言(4)に関し、JBIC / NEXI が投資企業に対し、遵法性の確認を (企業が使用している木材等が、法律に従って伐採されたものであるか、などを確認) を求めていくことは可能ですか？ (NGO)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >
追加 1 2 : WWF と JBIC / NEXI の環境審査における連携 「ガイドラインの解釈及び適用に関して、JBIC / NEXI の現地オフィスと WWF の専門家が協力する」 「協力のパイロットプランとして、メコン地域でのガイドライン運用に関する協力を実施する」(WWF)	ガイドラインの運用に際し、JBIC / NEXI の現地オフィスが、NGO 等の専門家と協力していくことは可能ですか？ また、そうした協力を実現するためのプロセスにはどのようなものがありますか？ (NGO)	< JBIC / NEXI > < 参加者 >
	JBIC / NEXI がメコン地域で、WWF 専門家と協力するパイロットプランを実施することは可能ですか？ (NGO)	< JBIC / NEXI >
		< 参加者 >